

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 「ひとまもり・まちまもり地域ビジョン」策定支援委託業務
- 2 委託業務の場所 別府市役所外
- 3 委託金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額¥ 円)
- 4 契約期間 自 令和 年 月 日
至 令和 7年 3月 14日
- 5 契約保証金 免除 (別府市契約事務規則第6条第3項第9号)

上記の委託業務について、委託者 別府市 (以下「甲」という。) と受託者 (以下「乙」という。) は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(総則)

- 第1条 乙は、別添「ひとまもり・まちまもり地域ビジョン」策定支援委託業務仕様書 (以下「仕様書」という。) に基づき、頭書の契約期間 (以下「契約期間」という。) 内に頭書の委託業務 (以下「委託業務」という。) を完了し、契約の目的物 (以下「成果物」という。) を甲に引き渡すものとし、甲は、頭書の委託金額 (以下「委託金額」という。) を支払うものとする。
- 2 仕様書に明示されていないものについては、甲乙協議して定めるものとする。

(業務工程表)

- 第2条 乙は、この契約締結後7日以内に仕様書に基づき業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、業務工程表を受理した日から7日以内に乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約の他の条項の規定により契約期間又は仕様書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前2項の規定を準用する。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならな

い。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、この委託業務の成果物（未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第4条 乙は、成果物（第14条に規定する指定部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

（一括再委託等の禁止）

第5条 乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

（管理責任者及び担当者）

第6条 乙は、委託業務全般を管理統括する管理責任者と委託業務の各種作業を行う担当者（以下「管理責任者等」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、管理責任者等の死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、管理責任者等の変更をしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（管理責任者等に対する措置請求）

第7条 甲は、管理責任者等が委託業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

（委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について、乙への調査の実施及

び乙からの報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約期間の延長)

第10条 乙は、その責めに帰することができない事由により、契約期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって契約期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第11条 委託業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、委託業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく委託業務の成果物を甲に引き渡さなければならない。

4 乙は、委託業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を委託業務の完了とみなして前3項の規定を適用する。

(委託金額の支払)

第13条 乙は、前条第2項(前条第4項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)の検査に合格し成果物を引き渡したときは、委託金額の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(部分引渡し)

第14条 成果物について、甲が仕様書において委託業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の委託業務が完了したときについては、第12条中「委託業務」とあるのは「指定部分に係る委託業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第15条 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第13条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（契約の解除）

第16条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行に関し不正の行為があったとき。
- (2) 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

（違約金）

第17条 乙の責めに帰する理由により、甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

（契約不適合責任）

第18条 乙が第12条により委託業務が完了した後、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

2 仕事の目的物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

3 仕事の目的物について契約不適合があった場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。た

だし、乙がその材料の性質又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

5 甲が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(個人情報保護)

第19条 乙は、委託業務を行うに当たり、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別府市個人情報保護条例(平成15年別府市条例第23号)を遵守するとともに、個人情報の取扱いについて、別添に定める個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 乙は、委託業務に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託する場合は、当該第三者に対しても秘密の保持を義務付けるものとする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 委託者 別府市上野口町1番15号
別府市
別府市長 長野 恭 紘

乙 受託者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 別府市（以下「甲」という。）がこの契約において個人情報を取り扱わせる者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、別府市個人情報保護条例（平成15年別府市条例第23号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第3条 乙は、この契約による業務の処理に従事している者に対し、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を処理するにあたって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う業務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該業務に関する行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 乙は、個人情報を取り扱う業務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、乙及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。
- 4 乙は、前項の約定において、甲の提供した個人情報並びに乙及び再受託者がこの契約による業務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告、資料の提出等）

第9条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う業務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故発生時等における報告）

第10条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害の賠償）

第11条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による業務を処理するために乙又は再受託者が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者の責めに帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

（その他）

第12条 甲及び乙は、この特記事項に定めのない事項が生じたとき、又はこの特記事項の各項の解釈につき疑義が生じたときは、その都度、協議の上決定するものとする。